

税務署長殿	
納税地	東京都千代田区神田錦町 99-99 クリアワークスビル (電話番号 03-1234-4567)
(フリガナ) 名称又は屋号	クリアワークス DEMO
(フリガナ) 代表者氏名又は氏名	デモタロウ
経理担当者氏名	

税務署 処理 欄	一連番号				
	所轄	要否	整理番号		
	申告年月日				
	申告区分	指導等	庁指定	局指定	
	通信日付印	確認印	省略年月日		
	指導年月日	相談	区分1	区分2	区分3

自 平成 26年 01月 01日 課税期間区分の消費税および地方
至 平成 26年 12月 31日 消費税の(確定)申告書

中間申告 自 平成 年 月 日
の場合の
対象期間 至 平成 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算			
課税標準額	(1)	107,333,000 円	03
消費税額	(2)	6,602,037 円	06
貸倒回収に係る消費税額	(3)	0 円	07
控除税額	控除対象仕入税額	(4)	5,941,833 円 08
	返還等対価に係る税額	(5)	0 円 09
	貸倒れに係る税額	(6)	0 円 10
	控除税額小計 [(4)+(5)+(6)]	(7)	5,941,833 円
控除不足還付税額 [(7)-(2)-(3)]	(8)	0 円	13
差引税額 [(2)+(3)-(7)]	(9)	660,200 円	15
中間納付税額	(10)	0 円	16
納付税額 [(9)-(10)]	(11)	660,200 円	17
中間納付還付税額 [(10)-(9)]	(12)	0 円	18
修正申告 ある場合	既確定額	(13)	0 円 19
	差引納付税額	(14)	0 円 20
この課税期間の課税売上高	(15)	87,500,000 円	21
基準期間の課税売上高	(16)	0 円	22
この申告書による地方消費税の税額の計算			
地方消費税の 課税標準と なる消費税額	控除不足還付税額	(17)	円 51
	差引税額	(18)	660,200 円 52
譲渡 割額	還付額	(19)	0 円 53
	納税額	(20)	177,500 円 54
中間納付譲渡割額	(21)	0 円	55
納付譲渡割額 [(20)-(21)]	(22)	177,500 円	56
中間納付還付譲渡割額 [(21)-(20)]	(23)	0 円	57
修正申告 である場合	既確定譲渡割額	(24)	0 円 58
	差引納付譲渡割額	(25)	0 円 59
消費税及び地方消費税の合計 (納付又は還付)税額	(26)	837,700 円	60

付記事項	割賦基準の適用	有	無	31	
	延払基準等の適用	有	無	32	
	工事進行基準の適用	有	無	33	
	現金主義会計の適用	有	無	34	
	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	有	無	35	
	参事考業事区分	区分	課税売上高	売上割合 (%)	
		第1種	87,500 千円	100.0	36
		第2種	0 千円	0.0	37
		第3種	0 千円	0.0	38
		第4種	0 千円	0.0	39
第5種	0 千円	0.0	42		
計	87,500 千円				
事項	特例計算適用(令57(3))	有	無	40	
	(1) 区分	課税標準額	消費税額		
	(2) 3% 4% 6.3%	0 千円	0 円		
		6,954 千円	278,160 円		
(17) 区分	地方消費税の課税標準となる消費税額				
(18) 4% 6.3%		27,816 円			
		632,388 円			
還付を受けようとする金融機関等					
i	銀行 本店				
	普通預金	口座番号			
ii	郵便局名等				
	貯金記号番号		-		
税務署整理欄					

税理士 署名捺印	(電話番号)
税理士法第30条の書面提出有	
税理士法第33条の2の書面提出有	

課税期間		28年 01月 01日	氏名又は名称		クリアワークス DEMO デモタロウ	
		~ 28年 12月 31日				
区 分		税率 3 % 適用分 A	税率 4 % 適用分 B	税率 6.3% 適用分 C	合 計 D (A + B + C)	
課税標準額	[1]	0	6,954,000	100,379,000	107,333,000	
消費税額	[2]	0	278,160	6,323,877	6,602,037	
貸倒回収に 係る消費税額	[3]	0	0	0	0	
控 除 税 額	控除対象 仕入税額	[4]	0	250,344	5,691,489	5,941,833
	返還等対価 に係る税額	[5]	0	0	0	0
	貸倒れに 係る税額	[6]	0	0	0	0
	控除税額小計 ([4]+[5]+[6])	[7]	0	250,344	5,691,489	5,941,833
控除不足還付税額 ([7]-[2]-[3])	[8]	0	0	0	0	
差引税額 ([2]+[3]-[7])	[9]	0	27,816	632,388	660,204	
合計差引税額 ([9]-[8])	[10]				660,204	
地方消費税の 課税標準 となる 消費税額	控除不足 還付税額	[11]		0	0	0
	差引税額	[12]		27,816	632,388	660,204
	合計差引税額 [12]-[11]	[13]				660,204
譲 渡 割 額	還付額	[14]		0	0	0
	納税額	[15]		6,954	170,644	177,598
合計差引譲渡割額 ([15]-[14])	[16]				177,598	

課税期間		28年 01月 01日 ~ 28年 12月 31日	氏名又は名称		クリアワークス DEMO デモタロウ	
項目					金額	
課税標準額に対する消費税額 [申告書 (2)欄の金額]					[1] 6,602,037	
貸倒回収に係る消費税額 [申告書 (3)欄の金額]					[2] 0	
売上対価の返還等に係る消費税額 [申告書 (5)欄の金額]					[3] 0	
控除対象仕入税額計算の基礎となる消費税額 ([1]+[2]-[3])					[4] 6,602,037	
1種類の事業の事業者の場合 (控除対象仕入税額) [4]×みなし仕入率 (90% 80% 70% 60% 50%)					[5] 5,941,833	
2 種 類 に 係 る 計 算 の 事 業 を 営 む 事 業 者 の 場 合	課 税 消 費 税 上 税 額 の 計 算	区分	事業区分別の課税売上高 (税抜き)		左の課税売上高に係る消費税額	
		事業区分別の合計額	[6]	売上割合	[12]	
		第一種事業 (卸売業)	[7]		[13]	
		第二種事業 (小売業)	[8]		[14]	
		第三種事業 (製造業等)	[9]		[15]	
		第四種事業 (その他)	[10]		[16]	
		第五種事業 (サービス業等)	[11]		[17]	
	控除対象仕入税額の計算式区分					算出額
	原則計算を適用する場合 [4]×みなし仕入率 {([13]×90%+[14]×80%+[15]×70%+[16]×60%+[17]×50%)/[12]}					[18]
	特 例 計 算 を 適 用 す る 場 合	2 種 事 業 以 上 75 % 以 上	1種類の事業で75%以上 ([7]/[6]・[8]/[6]・[9]/[6]・[10]/[6]・[11]/[6]) 75% [4]×みなし仕入率 (90% 80% 70% 60% 50%)			[19]
			([7]+[8])/[6] 75%	[4]×{[13]×90%+([12]-[13])×80%}/[12]	[20]	
([7]+[9])/[6] 75%			[4]×{[13]×90%+([12]-[13])×70%}/[12]	[21]		
([7]+[10])/[6] 75%			[4]×{[13]×90%+([12]-[13])×60%}/[12]	[22]		
([7]+[11])/[6] 75%			[4]×{[13]×90%+([12]-[13])×50%}/[12]	[23]		
([8]+[9])/[6] 75%			[4]×{[14]×80%+([12]-[14])×70%}/[12]	[24]		
([8]+[10])/[6] 75%			[4]×{[14]×80%+([12]-[14])×60%}/[12]	[25]		
([8]+[11])/[6] 75%			[4]×{[14]×80%+([12]-[14])×50%}/[12]	[26]		
([9]+[10])/[6] 75%			[4]×{[15]×70%+([12]-[15])×60%}/[12]	[27]		
([9]+[11])/[6] 75%			[4]×{[15]×70%+([12]-[15])×50%}/[12]	[28]		
([10]+[11])/[6] 75%					[4]×{[16]×60%+([12]-[16])×50%}/[12]	[29]
【控除対象仕入税額】 選択可能な計算方式による [18]~ [29]の内から選択した金額					[30]	

課税期間	26年 01月 01日 ~ 26年 12月 31日	氏名又は名称	クリアワークス DEMO デモタロウ
------	------------------------------	--------	-----------------------

控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

区 分		税率 3 % 適用分 A	税率 4 % 適用分 B	税率 6.3% 適用分 C	合 計 D (A + B + C)
課税標準額に 対する消費税額	[1]	0	278,160	6,323,877	6,602,037
貸倒回収に 係る消費税額	[2]	0	0	0	0
売上対価の返還等 に係る消費税額	[3]	0	0	0	0
控除対象仕入税額の計算 の基礎となる消費税額 ([1]+[2]-[3])	[4]	0	278,160	6,323,877	6,602,037

1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額

区 分		税率 3 % 適用分 A	税率 4 % 適用分 B	税率 6.3% 適用分 C	合 計 D (A + B + C)
[4]×みなし仕入率 (90% 80% 70% 60% 50%)	[5]	0	250,344	5,691,489	5,941,833

2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額

(1) 事業区分別の課税売上高 (税抜き) の明細

区 分		税率 3 % 適用分 A	税率 4 % 適用分 B	税率 6.3% 適用分 C	合 計 D (A + B + C)	売上 割合
事業区分別の合計額	[6]					
第一種事業 (卸売業)	[7]					
第二種事業 (小売業)	[8]					
第三種事業 (製造業等)	[9]					
第四種事業 (その他)	[10]					
第五種事業 (サービス業等)	[11]					

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細

区 分		税率 3 % 適用分 A	税率 4 % 適用分 B	税率 6.3% 適用分 C	合 計 D (A + B + C)
事業区分別の合計額	[12]				
第一種事業 (卸売業)	[13]				
第二種事業 (小売業)	[14]				
第三種事業 (製造業等)	[15]				
第四種事業 (その他)	[16]				
第五種事業 (サービス業等)	[17]				

(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細

イ 原則計算を適用する場合

控除対象仕入税額の計算式区分		税率 3 % 適用分 A	税率 4 % 適用分 B	税率 6.3% 適用分 C	合計 D (A + B + C)
$\frac{[4] \times \text{みなし仕入率}}{\frac{\{([13] \times 90\% + [14] \times 80\% + [15] \times 70\% + [16] \times 60\% + [17] \times 50\%)\}}{[12]}}$	[18]				

ロ 特例計算を適用する場合

(イ) 1 種類の事業で 75 % 以上

控除対象仕入税額の計算式区分		税率 3 % 適用分 A	税率 4 % 適用分 B	税率 6.3% 適用分 C	合計 D (A + B + C)
$\frac{([7]D/[6]D + [8]D/[6]D + [9]D/[6]D + [10]D/[6]D + [11]D/[6]D) \times 75\%}{[4] \times \text{みなし仕入率 (90\%、80\%、70\%、60\%、50\%)}}$	[19]				

(ロ) 2 種類の事業で 75 % 以上

控除対象仕入税額の計算式区分		税率 3 % 適用分 A	税率 4 % 適用分 B	税率 6.3% 適用分 C	合計 D (A + B + C)
第一種及び第二種事業 $\frac{[4] \times \frac{[13] \times 90\% + ([12] - [13]) \times 80\%}{[12]}}{([7]D + [8]D) / [6]D \times 75\%}$	[20]				
第一種及び第三種事業 $\frac{[4] \times \frac{[13] \times 90\% + ([12] - [13]) \times 70\%}{[12]}}{([7]D + [9]D) / [6]D \times 75\%}$	[21]				
第一種及び第四種事業 $\frac{[4] \times \frac{[13] \times 90\% + ([12] - [13]) \times 60\%}{[12]}}{([7]D + [10]D) / [6]D \times 75\%}$	[22]				
第一種及び第五種事業 $\frac{[4] \times \frac{[13] \times 90\% + ([12] - [13]) \times 50\%}{[12]}}{([7]D + [11]D) / [6]D \times 75\%}$	[23]				
第二種及び第三種事業 $\frac{[4] \times \frac{[14] \times 80\% + ([12] - [14]) \times 70\%}{[12]}}{([8]D + [9]D) / [6]D \times 75\%}$	[24]				
第二種及び第四種事業 $\frac{[4] \times \frac{[14] \times 80\% + ([12] - [14]) \times 60\%}{[12]}}{([8]D + [10]D) / [6]D \times 75\%}$	[25]				
第二種及び第五種事業 $\frac{[4] \times \frac{[14] \times 80\% + ([12] - [14]) \times 50\%}{[12]}}{([8]D + [11]D) / [6]D \times 75\%}$	[26]				
第三種及び第四種事業 $\frac{[4] \times \frac{[15] \times 70\% + ([12] - [15]) \times 60\%}{[12]}}{([9]D + [10]D) / [6]D \times 75\%}$	[27]				
第三種及び第五種事業 $\frac{[4] \times \frac{[15] \times 70\% + ([12] - [15]) \times 50\%}{[12]}}{([9]D + [11]D) / [6]D \times 75\%}$	[28]				
第四種及び第五種事業 $\frac{[4] \times \frac{[16] \times 60\% + ([12] - [16]) \times 50\%}{[12]}}{([10] + [11]) / [6] \times 75\%}$	[29]				

ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額

項目		税率 3 % 適用分 A	税率 4 % 適用分 B	税率 6.3% 適用分 C	合計 D (A + B + C)
選択可能な計算式区分 ([18] ~ [29]) の中から選択した金額	[30]				